消費生活 緊急情報

第41号 平成23年5月25日

「縁故募集」で社債購入を勧める ダイレクトメールにご注意

見知らぬ業者から社債購入を勧めるダイレクトメールが届き、前後して別の業者から「その社債申 込書を10万円で買い取る」という電話がかかってくる、いわゆる「劇場型」の投資トラブルにご注意下さい。

両者は共謀して社債の発行会社役と申込書の買い取り役を演じ、消費者の投資欲をあおりつつ、不安な消費者に対しては**居住地に限定した「縁故募集」であると騙って信用させる**巧妙な手口であると思われます。

社債に関する不審な郵便物や電話があった時には、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。



茨城県消費生活センター

電話029-225-6445

(月~金、9時~17時)